

一般社団法人松江テクノフォーラム定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人松江テクノフォーラムと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を島根県松江市に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、地域産業界等と松江工業高等専門学校（以下「高専」という。）との交流を深めるとともに、高専における教育、研究の向上発展に資することを通じて、地域産業の活性化を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 高専と地域産業界との技術交流、共同研究等の促進
- (2) 技術振興のための講演会、研究会、シンポジウム等の開催。
- (3) 高専の教育・研究活動の支援。
- (4) その他地域社会の産業・文化の振興・発展・科学技術の振興に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、山陰中央新報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した団体及び個人
- (2) 賛助会員 当法人の事業に賛助するため入会した団体及び個人

(入会)

第6条 当法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める様式による申込をし、社員総会において別に定める会員に関する規程に基づきその可否を決定する。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会員に関する規程に基づき入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、会員に関する規程において別に定める賛助会費を納入し

なければならない。

(剰余金の分配を行わない定め)

第8条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(退会)

第10条 会員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会できる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第11条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める会員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員資格喪失に伴う権利・義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第13条 当法人は、正会員及び賛助会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成する。

- 2 前項の会員名簿のうち、正会員の名簿をもって一般法人法第31条に定める社員名簿とする。

第3章 社員総会

(社員総会及びその構成)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

2 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開催地)

第15条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第16条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第18条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、会員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議事録については、代表理事および議事録署名人が、これに署名し、又は記名押印することとする。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

理事 4名以上

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、理事のうち、2名以内を副会長、1名以内を専務理事、6名以内を常務理事とすることができる。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務権限)

第23条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。
- 3 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 4 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第26条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第29条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録については、当該理事会に出席した代表理事及び監事が、これに署名し、又は記名押印することとする。

(理事会規則)

第35条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（当法人に従たる事務所を置いた場合は、その事務所においても3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（従たる事務所を置いた場合は、その事務所）に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動報告の状況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(残余財産の処分)

第40条 当法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、次に記載するいずれかに贈与するものとする。

(1) 国又は地方公共団体

- (2) 公益社団法人又は公益財団法人
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人
- (4) 当法人の目的と類似の目的を有する他の一般社団法人又は一般財団法人

第8章 事務局

(設置等)

- 第41条** 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

第9章 附則

(最初の事業年度)

- 第42条** 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

- 第43条** 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 杉谷雅祥
設立時理事 荒木光彦
設立時理事 目次真司
設立時理事 高田龍一
設立時代表理事 杉谷雅祥
設立時監事 恒次秀起

(設立時会員の氏名又は名称)

- 第44条** 設立時会員の氏名又は名称は、次のとおりである。

設立時社員
氏名 杉谷雅祥
氏名 荒木光彦
氏名 目次真司
氏名 高田龍一
氏名 恒次秀起

(法令の準拠)

- 第45条** 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(第6期の事業年度)

第46条 定款第37条の規定にかかわらず、第6期事業年度は、平成27年の4月1日から平成28年の4月30日までとする。